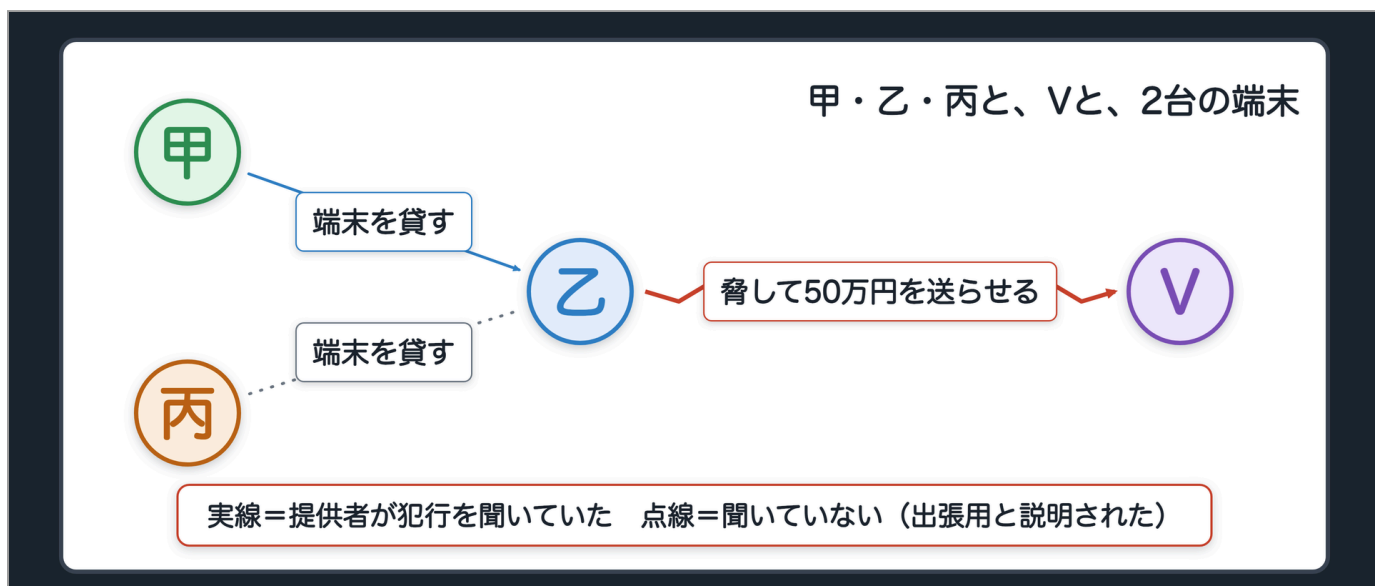


ゼロから刑法 論文／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

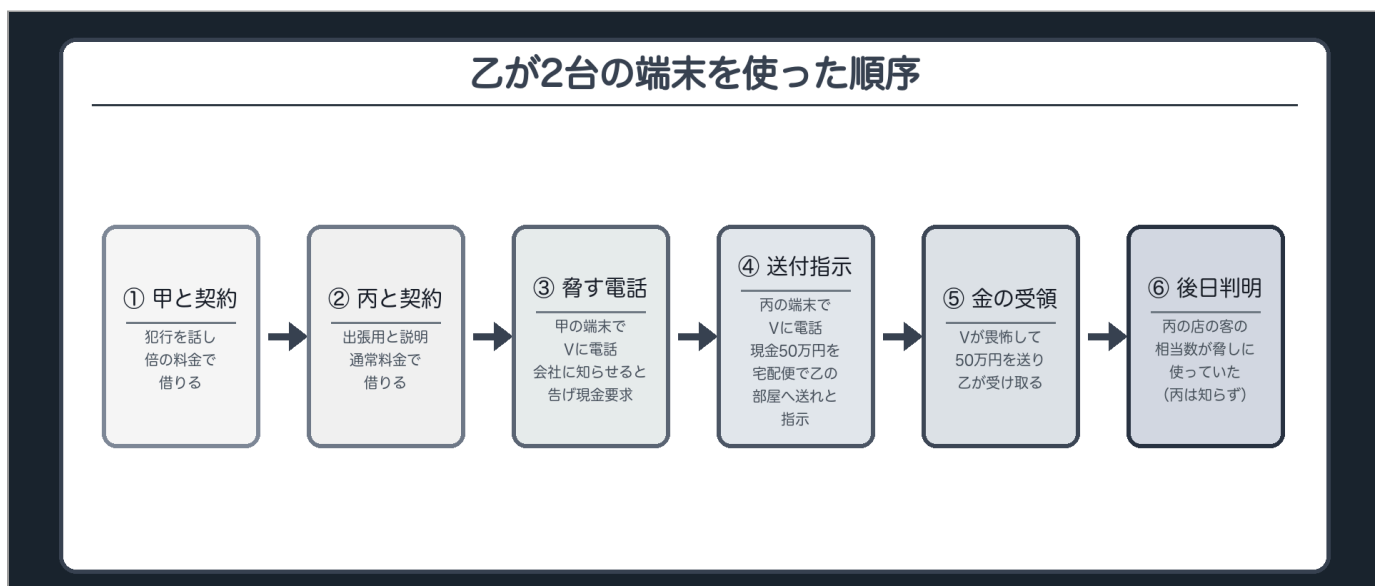
1 事例

論文の骨格



図：甲・乙・丙と、Vと、2台の端末

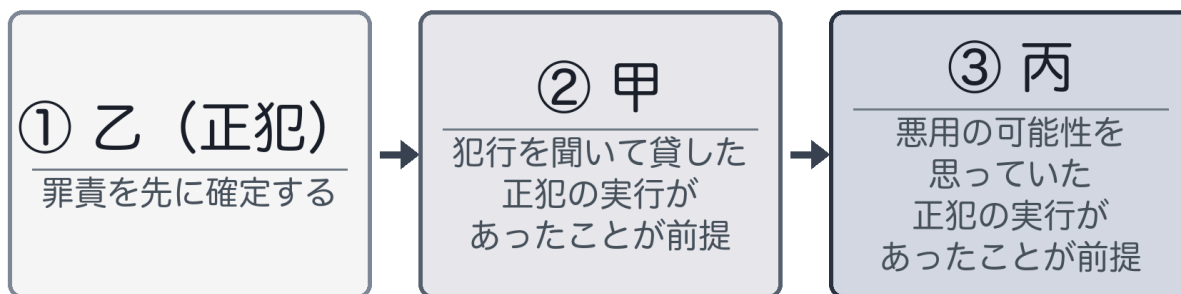
この事例は、普通に営業している店が、犯人に物を貸した事例です。答案の最後まで書き切ります。貸したのは、どちらもレンタルの携帯電話です。同じ貸し携帯なのに、幫助犯になる店と、ならない店が出てきます。その分かれ目を、事実で書き分けるのが、この事例の中心です。乙は、勤務先の経費を私的に流用していた知人Vの不正を知りました。そこで、会社に知らせると脅して、現金を出させようと考えます。ただ、自分の電話番号から足がつくのは避けたいので、携帯電話を借りて使うことにしました。乙は、駅前でレンタル携帯電話店を営む甲の店を訪れます。そして、こう話しました。「今日これから、知人に電話をかけて、会社にばらすぞと脅して金を出させる。足がつかない電話がほしい。」端末を1台借りたい、という申し込みです。甲は、乙が恐喝に使うつもりだと分かりました。そのうえで、「本来は3日以上契約だが、1日だけいい。料金は倍になる」と言い、所定の契約手続を済ませて、通常の日額の倍の料金で端末を貸しました。乙は、念のため、別の駅前でレンタル携帯電話店を営む丙の店でも、端末を1台借りています。こちらでは、「出張の間の連絡用に」と言いました。丙の店は、出張者や旅行者が主な客で、乙は、通常の日額料金を払い、通常の契約手続で借りました。丙は、レンタル携帯が犯罪に使われた例があると報じられていることは知っていました。「借りた客の中には、悪用する者もいるのかもしれない」とは思っています。ただ、乙に不審な点は感じませんでしたし、自分の店の客について、悪用を疑わせる事情に気づいたこともありませんでした。



図：乙が2台の端末を使った順序

乙は、甲から借りた端末でVに電話をかけ、会社に知らせると告げて、現金の交付を求めました。続けて、丙から借りた端末で、現金50万円を封筒に入れて、宅配便で乙の借りている部屋に送るよう指示します。Vは畏怖して、指示どおり50万円を送り、乙はこれを受け取りました。後日の捜査で、丙の店から端末を借りた客の相当数が、実際には、他人を脅して金を出させる電話に使っていたことが分かりました。丙は、そのことを知りませんでした。問いは、これだけです。甲、乙及び丙の罪責は。

検討の順番、正犯から関与者へ



図：検討の順番、正犯から関与者へ

検討は、乙、甲、丙の順に進めます。乙を先にするのは、甲と丙が、自分では脅していないからです。幫助は、正犯の犯罪を手助けすることです。手助けされる正犯の実行が無ければ、手助けも成り立ちません。そのため、幫助犯が成立するかは、正犯が実行に出たことを前提に決まります。だから、先に正犯の罪責を固めます。関与者の中では、甲を先にします。甲は、規範がそのまま当たる人です。丙は、規範の線の反対側が出る人です。甲で規範を立てて、丙で線の向こう側を確かめる順にします。

3 乙の罪責

条文 刑法249条1項

人を**恐喝**して財物を交付させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。

図：刑法249条1項

乙から見ます。条文です。

条文 刑法249条1項

刑法249条1項（恐喝）

人を**恐喝**して財物を交付させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。

乙は、Vに対して、会社に知らせると告げ、現金の交付を求めました。これで畏怖したVから、50万円の交付を受けています。人を恐喝して財物を交付させたといえますから、恐喝罪の構成要件に該当します。乙は、恐喝していると分かっていたので、故意があります。違法性を否定する事情も、責任を否定する事情ありません。乙には恐喝罪が成立します。ここは争点にしません。甲と丙は、自分では脅していません。そこで、2人について、乙の恐喝を幫助したといえるかを見ていきます。

幫助犯の4つの要素、甲の事実

要素	甲の事実
① 幫助行為	端末を貸した。乙はその端末でVに電話をかけた。ただし通常の営業として貸している
② 正犯の実行行為	乙が恐喝の実行に出た
③ 正犯の結果	乙の恐喝が既遂に達した
④ 幫助の故意	乙が恐喝に使うと聞いて貸した

- 争点は、通常の営業として貸した点

図：幫助犯の4つの要素、甲の事実

甲に入る前に、一問です。前編（[幫助の因果関係と片面的幫助の書き方](#)）でも当てた幫助の故意は、何を認識して、どうする意思があれば足りるのでしょうか？正犯が犯罪の実行をすることを認識して、それを容易にする意思があれば足りる、でしたね。この回の規範では、この故意を、認識、認容、と言います。分かったうえで、それでもいいと受け入れて提供する、ということです。この認識、認容の中身が、この回の主役になります。では、甲です。まず、条文を確認します。

条文 刑法62条1項

刑法62条1項（幫助）

正犯を幫助した者は、従犯とする。

条文の文言は、正犯を幫助した者、です。幫助した、を割った4つの要素を、一つずつ確かめます。客観面が、1つ目の幫助行為、2つ目の正犯の実行行為、3つ目の正犯の結果。主観面が、4つ目の幫助の故意です。2つ目と3つ目は、すぐ決まります。乙は恐喝の実行に出て、50万円を受け取り、既遂に至っています。1つ目の幫助行為も、まず形は整っています。甲は端末を貸し、乙はその端末で実際にVに電話をかけました。前編で見た促進の物差しでいえば、端末が実際の脅しの電話に使われていますから、物理的に促進しています。実行行為以外の方法で、乙の恐喝を容易にしています。4つ目の幫助の故意も、甲は乙が恐喝に使うと聞いて貸していますから、あるように見えます。ところが、端末のレンタルは、甲が通常の営業としておこなっている取引です。それ自体は、適法な行為です。甲の側からは、通常の営業として貸しただけだ、という反論が立ちます。

問題提起、通常の営業の事実を入れる

甲は、乙が恐喝に使うことを知って端末を貸している。しかし、甲の貸与は、**通常の営業として行われた取引**であり、**それ自体は適法**である。そうだとすると、甲が乙の恐喝を「幫助した」（62条1項）といえるか。日常的な取引が、どのような場合に幫助行為にあたり、提供者に幫助の故意が認められるかが問題となる。

図：問題提起、通常の営業として行われた事実を入れる

問題提起の文は、板に出しました。書き方を見てください。甲の貸与が、通常の営業として行われた取引で、それ自体は適法だ、という事実を、文の中に入れてあります。問題の所在を一言で済ませると、なぜ問題になるのかが、答案から見えません。犯行を聞いて貸したのなら、すぐ幫助だ、と思う人もいるでしょう。それでも立ち止まるのは、通常の営業という事実があるからです。この事実を文に入れると、読む人が、疑

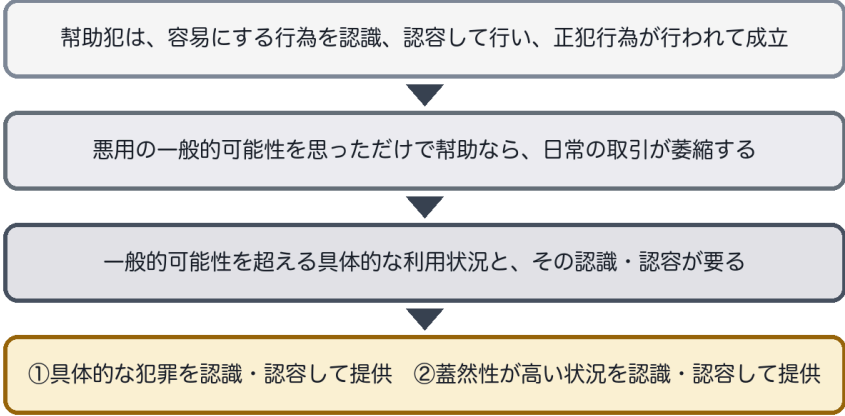
問の出どころを同じ場所で共有できます。ここで一問です。同じ貸し携帯でも、犯行を聞いて貸した場合と、悪用する客もいるかもしれないと思っていただけの場合があります。幫助になるかどうかの分かれ目は、何だと思いますか？

答えの方向は、貸した人が、何をどこまで知っていたか、です。どこまで知っていれば足りるのか。その線を、これから規範で引きます。

5 規範・日常的な行為による幫助

論文の骨格

規範は、取引を萎縮させない線から出てくる



図：規範は、取引を萎縮させない線から出てくる

規範も、道筋で作ります。出発点は、幫助犯の成立の仕方です。幫助犯は、他人の犯罪を容易にする行為を、それと認識、認容しつつ行い、実際に正犯行為が行われることによって成立します。では、日常の取引に、これをそのまま当てるとどうなるか。レンタルでも、販売でも、貸したり売ったりする相手が、いつか悪いことに使う可能性は、どんな店にも、常にあります。これを、一般的可能性と呼びます。たしかに、悪用の可能性を頭に置いていれば、手助けの形は取っています。ただ、その可能性を思っただけで幫助になるとしたら、どうでしょう。貸し会議室の受付が、借りに来た人の腹の内を一人ひとり疑って、少しでも不安なら断る。そうしないと、自分が罰せられるかもしれない。これでは、商売になりません。日常の取引が、過度に萎縮します。ですから、一般的可能性の認識だけでは、足りないと考えます。必要なのは、その一般的可能性を超える具体的な利用状況です。そして、提供者が、その状況を認識、認容していることです。具体的には、2つの場合です。1つ目は、提供者が、現に行われようとしている具体的な犯罪を認識、認容しながら提供し、実際にその犯罪が行われた場合です。2つ目は、提供するものの性質、客観的な利用状況、提供方法などに照らして、これを入手する者のうち、例外的とはいえない範囲の者が、犯罪に利用する蓋然性が高いと認められ、提供者も、そのことを認識、認容しながら提供し、実際にその犯罪が行われた場合です。

1つ目は、特定の犯行を知っているかどうかです。2つ目は、特定の犯行は知らなくても、客のうち、ごく一部の例外ではなく、無視できない範囲の人が犯罪に使う見込みが高い状況があって、それを分かって提供しているかどうかです。蓋然性が高い、というのは、この、見込みが高い、ということです。客の中に、たまたま悪用する人がいる、という程度では、2目にはなりません。一点だけ、使い方の区切りを言っておきます。この枠組みは、幫助犯の成立要件を学んだ回（[幫助犯の成立要件——もう燃えている火をあおる者は、どう罰せられるのか](#)）で見た最高裁の判断から来ています。ファイルを共有できるソフトを開発して公開した人が、利用者の一部による著作権侵害の幫助犯にあたるかが争われた事件です。最高裁が直接判断したのは、このソフトの提供についてです。答案では、その枠組みを、日常の取引一般に及ぼして書きます。ソフトも、貸し携帯も、不特定の多くの人に向けて出され、適法にも違法にも使え、どう使うかは一人ひとりの利用者に委ねられています。その一部の悪用まで、ありうると知っただけで提供者に負わせると、取引そのものが止まってしまう。この限定の理由が、そのまま当てはまるからです。

規範と答案の型 | 日常的な行為による幫助

【問題提起】	甲は、恐喝に使うと知って端末を貸したが、通常の営業としての取引である。そうだとすると、乙の恐喝を「幫助した」（62条1項）といえるか。
【規範】	この点、幫助犯は、他人の犯罪を容易にする行為を、それと認識、認容しつつ行い、実際に正犯行為が行われることによって成立する。 もっとも、通常の営業として行われる物やサービスの提供は、犯罪に利用される一般的可能性が常にあるから、その可能性を提供者が認識、認容しているだけで、直ちに幫助行為にあたるとすると、日常の取引が過度に萎縮する。 そこで、 一般的可能性を超える具体的な利用状況 があり、提供者もそのことを認識、認容している場合に限り、幫助行為にあたると解する。すなわち、①提供者が、 現に行われようとしている具体的な犯罪 を認識、認容しながら提供し、実際にその犯罪が行われた場合、または、②提供する物やサービスの性質、客観的な利用状況、提供方法などに照らし、これを入手する者のうち 例外的とはいえない範囲の者 が犯罪に利用する 蓋然性が高い と認められる場合で、提供者もそのことを認識、認容しながら提供し、実際にその犯罪が行われた場合である。
【あてはめ】	具体的な恐喝を聞いて認容して貸し、実際に行われた。①の場合にあたる。甲に、恐喝罪の幫助犯（62条1項、249条1項）が成立する。

規範（最決平23・12・19の枠組み）

図：規範カード | 日常的な行為による幫助

カードの全文です。

★ 論文で書く規範：日常的な行為による幫助

この点、幫助犯は、他人の犯罪を容易にする行為を、それと認識、認容しつつ行い、実際に正犯行為が行われることによって成立する。もっとも、通常の営業として行われる物やサービスの提供は、犯罪に利用される一般的可能性が常にあるから、その可能性を提供者が認識、認容しているだけで、直ちに幫助行為にあたるとすると、日常の取引が過度に萎縮する。

そこで、**一般的可能性を超える具体的な利用状況**があり、提供者もそのことを認識、認容している場合に限り、幫助行為にあたると解する。すなわち、①提供者が、**現に行われようとしている具体的な犯罪**を認識、認容しながら提供し、実際にその犯罪が行われた場合、または、②提供する物やサービスの性質、客観的な利用状況、提供方法などに照らし、これを入手する者のうち**例外的とはいえない範囲の者**が犯罪に利用する**蓋然性が高い**と認められる場合で、提供者もそのことを認識、認容しながら提供し、実際にその犯罪が行われた場合である。

(規範（最決平23・12・19の枠組み）)

あてはめでは、客観面の利用の状況と、主観面の認識、認容を、別々に拾います。4つの要素でいうと、利用の状況は1つ目の幫助行為の中で、認識、認容は4つ目の幫助の故意の中で拾います。ですから、主観面が欠ければ、4つ目の幫助の故意を欠く、という結論になります。まず、規範がそのまま当たる甲からです。

6 甲のあてはめ

論文の骨格

甲のあてはめ、利用の状況と認識・認容

見るところ	事実	評価
利用の状況 (客観面)	乙は「今日これから、知人に電話をかけて、会社にばらすぞと脅して金を出させる」と話して借りた	一般的可能性を超えて、現に行われようとしている具体的な恐喝があった
認識・認容 (主観面)	甲は乙の話を聞き、恐喝に使うと分かったうえで、特別に1日で、倍の料金を貸した	具体的な犯罪を認識し、認容して貸している
実際に行われたか	乙は借りた端末でVを脅し、50万円を得た	実際に恐喝が行われた

- 結論＝規範の①の場合にあたる

図：甲のあてはめ、利用の状況と認識・認容と実際に行われたこと

規範の①の場合にあたるかを、3つの事実で拾います。1つ目は、客観面の、利用の状況です。乙は、今日これから、知人に電話をかけて、会社にばらすぞと脅して金を出させる、と甲に話して借りています。悪用されるかもしれない、という一般的な可能性を、はっきりに超えています。現に行われようとしている、具体的な恐喝がありました。2つ目は、主観面の、認識、認容です。甲は、乙の話を聞いて、乙が恐喝に使うと分かっています。そのうえで、通常は3日以上を、特別に1日で、倍の料金を貸しました。具体的な犯罪を、認識し、認容して提供しています。3つ目は、実際に行われたかです。乙は、借りた端末でVを脅して、50万円を得ました。実際に恐喝が行われています。

関係の仕方を、分けて考えます。特別な短期契約と倍の料金は、犯行に合わせた特別な提供だった、という客観面の事実として拾えます。ただ、規範の①の場合が成り立つために、割増は要りません。決め手は、具体的な犯罪を聞いて、認識、認容して貸したこと。通常の料金を貸していても、結論は変わりません。3つの事実がそろいましたから、甲の貸与は、規範の①の場合にあたります。幫助行為にあたり、4つ目の幫助の故意も認められます。

甲の結論、恐喝罪の幫助犯

結論	
① 幫助行為	あり（端末の貸与）
② 正犯の実行行為	あり
③ 正犯の結果	あり
④ 幫助の故意	あり
結論	甲＝恐喝罪の幫助犯（62条1項・249条1項） 従犯の刑は63条で減輕

図：甲の結論、恐喝罪の幫助犯

結論です。1つ目の幫助行為、2つ目の正犯の実行行為、3つ目の正犯の結果、4つ目の幫助の故意が、そろいました。甲には、恐喝罪の幫助犯、62条1項、249条1項が成立します。従犯の刑は、次の63条で減輕されます。幫助犯は、自分では実行せず、正犯の実行を手助けしたにとどまり、犯罪への関わりが正犯より小さいからです。この減輕は、裁判所が選ぶものではなく、必ずおこなわれます。

条文 刑法63条

刑法63条（従犯減輕）

従犯の刑は、正犯の刑を減輕する。

8 丙の問題提起

幫助犯の4つの要素、丙の事実

要素	丙の事実
① 幫助行為	端末を貸した。乙はその端末でVに送付先を指示した。ただし通常の営業として貸している
② 正犯の実行行為	乙が恐喝の実行に出た
③ 正犯の結果	乙の恐喝が既遂に達した
④ 幫助の故意	乙の犯行は聞いていない。悪用する客もいるかもしれない、と思っていたにとどまる

- 争点は、丙が思っていたこと

図：幫助犯の4つの要素、丙の事実

丙です。丙にも、4つの要素を当てます。2つ目と3つ目は、乙の恐喝が既遂に至っていますから、すぐ決まります。1つ目の幫助行為も、形は整っています。丙も端末を貸し、乙は、その端末でVに現金の送付先を指示しました。乙の恐喝を容易にしています。ところが、4つ目です。丙の貸与も、通常の営業として行われた取引です。しかも丙は、甲と違って、乙の犯行を聞いていません。乙は、出張の間の連絡用に、と説明しています。丙が思っていたのは、借りた客の中には悪用する者もいるのかもしれない、ということだけです。

問題提起、丙が思っていたことを入れる

丙は、**悪用する客もいるかもしれない**と思って端末を貸しているが、**乙の犯行を聞いてはいない**。丙の貸与も、通常の営業として行われた取引である。そうだとすると、丙が乙の恐喝を「幫助した」（62条1項）といえるか。この認識で、幫助の故意が認められるかが問題となる。

図：問題提起、丙が思っていたことを入れる

問題提起の文は、板に出しました。ここでは、丙が思っていたことを、文に入れます。悪用する客もいるかもしれないと思っていた、しかし、乙の犯行は聞いていない。この2つを書くから、この認識で足りるのか、という問いが立ちます。規範は、甲で立てたものを、そのまま使います。ここで一問です。丙は、悪用する客もいるかもしれない、と思っていました。これは、規範の①と②のどちらにあたるでしょうか？具体的な犯罪の認識が要る①の場合は、丙には当たりません。ここまでは確かです。②の場合にあたるかは、客観面と主観面を、別々に確かめないと決まりません。順に見ます。

9 丙のあてはめ

論文の骨格

丙のあてはめ、規範の①と②に当てる

見るところ	事実	評価
① の場合	乙は「出張の間の連絡用に」と説明した。丙は具体的な恐喝を認識していない	①の場合にあたらない
② の場合 客観面（利用の状況）	丙の店の客の相当数が、実際には脅しの電話に使っていた	蓋然性が高い状況の下での提供だったことは否定できない
② の場合 主観面（認識・認容）	犯罪に使われた例が報じられていることを知り、悪用する客もいるかもしれないと思っていた。自店の客の相当数が使っていたことは知らず、不審を感じたこともない	悪用の一般的可能性の認識にとどまる
結論	②の場合にもあたらない	幫助の故意を欠く

図：丙のあてはめ、規範の①と②に当てる

まず、規範の①の場合です。乙は、丙に、出張の間の連絡用に、と説明しています。丙は、現に行われようとしている具体的な恐喝を、認識していません。①の場合にはあたりません。次に、②の場合を、客観面から見ます。丙の店から端末を借りた客の相当数が、実際には、他人を脅して金を出させる電話に使っていました。提供の方法は、通常の料金で、通常の手続でした。それでも、客観的な利用の状況は、例外的とはいえない範囲の者が犯罪に利用する蓋然性が高い状況の下での提供だった、といえます。この客観面は、否定できません。規範の②は、客観面だけでは成り立ちません。提供者も、そのことを認識、認容していたことが要ります。そこで、主観面です。丙が知っていたのは、レンタル携帯が犯罪に使われた例があると報じられていること、そして、悪用する客もいるのかもしれない、という漠然とした可能性です。自分の店の客の相当数が犯罪に使っていることは、知りませんでした。客や乙に不審を感じたことも、ありません。これは、悪用される一般的可能性を認識していたにとどまります。例外的とはいえない範囲の者が犯罪に使う、高い蓋然性があることまで、認識、認容していたとはいえません。ですから、②の場合の主観面を欠きます。丙は、①の場合にも、②の場合にもあたりません。丙は、幫助の故意を欠き、恐喝罪の幫助犯は成立しません。

丙を罰しない結論に、引っかかりを覚えるのは分かります。ただ、刑法は、故意が無ければ罰しません。しかも、過失による幫助を処罰する規定はありません。丙が、気づくべきだったかどうかは、ここでは問われないのです。問われるのは、丙が実際に何を認識、認容していたか、だけです。線の反対側も、示しておきます。もし丙が、警察から、あなたの店の客の相当数が犯罪に使っている、と注意を受けていたとします。それでも、同じように貸していたなら、②の場合の主観面がそろいます。そのときは、成立します。客観面が同じでも、認識、認容の中身が変わるだけで、結論が裏返ります。

結論、甲・乙・丙の罪責

罪責	
乙	恐喝罪（249条1項）
甲	恐喝罪の幫助犯（62条1項・249条1項） 63条で刑を減輕
丙	恐喝罪の幫助犯は成立しない （④幫助の故意を欠く）

図：結論、甲・乙・丙の罪責

結論です。乙は、恐喝罪、249条1項の罪責を負います。甲は、恐喝罪の幫助犯、62条1項、249条1項の罪責を負い、その刑は、63条で減輕されます。丙は、幫助の故意を欠くので、罪責を負いません。

甲と丙の比較

見るところ	甲	丙
乙の話	今日これから脅して金を出させると話した	出張の間の連絡用にと説明した
提供の仕方	特別な短期契約・倍の料金	通常の料金・通常の手続
客観面 (利用の状況)	具体的な恐喝が現に行われようとしていた	客の相当数が実際に悪用していた
認識・認容の中身	具体的な犯罪を認識・認容	悪用の一般的可能性の認識にとどまる
結論	恐喝罪の幫助犯	幫助犯は成立しない

- 分かれ目は、認識・認容の中身

図：甲と丙の比較

甲と丙を、並べます。提供の仕方は、甲が特別な短期契約と倍の料金、丙が通常の料金と通常の手続で、違いがあります。ただ、これは決め手ではありません。丙の客観面も、客の相当数が悪用していたのですから、甲に劣らず厳しい状況です。分かれ目は、認識・認容の中身です。甲は、具体的な犯罪を聞いて貸しました。丙は、悪用の一般的な可能性を思っただけです。同じ種類の取引で、客観的な利用の状況が重くても、提供者が何をどこまで認識・認容していたかで、幫助になるかどうかが決まります。

完成答案：乙の罪責と甲の問題の所在

| 第1 乙の罪責

| 1 恐喝罪の構成要件該当性

乙は、Vに対し、会社に知らせると告げて現金の交付を求め、これにより畏怖したVから50万円の交付を受けている。これは、人を恐喝して財物を交付させたものといえるから、恐喝罪（249条1項）の構成要件に該当する。

| 2 結論

乙は、恐喝することを認識しており、故意が認められ、違法性や責任を否定する事情もない。したがって、乙には恐喝罪が成立する。甲及び丙については、乙の恐喝を幫助したといえるかを、以下で検討する。

| 第2 甲の罪責

| 1 問題の所在

甲は、乙が恐喝に使うことを知って端末を貸している。そこで、甲が乙の恐喝を「幫助した」者（62条1項）として、恐喝罪の幫助犯の罪責を負わないかを検討する。幫助犯が成立するには、①幫助行為、②正犯の実行行為、③正犯の結果、④幫助の故意が必要である。乙の恐喝は既遂に至っており（②③）、乙は甲から借りた端末でVに電話をかけているから、甲の貸与は乙の恐喝を容易にしている（①）。しかし、端末の貸与は、甲が通常の営業として行う取引であり、それ自体は適法である。そこで、日常的な取引がどのような場合に幫助行為にあたり、提供者に幫助の故意が認められるかが問題となる。

図：完成答案：第1 乙の罪責、第2 甲の罪責①問題の所在

完成答案です。1枚目は、乙の罪責と、甲の問題の所在までです。乙を先に確定するのは、甲の幫助が、乙の実行を前提にするからです。問題の所在には、通常の営業として貸した、という事実を入れています。これがあるから、犯行を聞いて貸しても、すぐには幫助と言えない、という問いが立ちます。

完成答案：甲の規範・あてはめ

| 2 規範

この点、幫助犯は、他人の犯罪を容易にする行為を、それと認識、認容しつつ行い、実際に正犯行為が行われることによって成立する。もっとも、通常の営業として行われる物やサービスの提供は、犯罪に利用される一般的可能性が常にあるから、その可能性を提供者が認識、認容しているだけで、直ちに幫助行為にあたるとすると、日常の取引が過度に萎縮する。

そこで、一般的可能性を超える具体的な利用状況があり、提供者もそのことを認識、認容している場合に限り、幫助行為にあたると解する。すなわち、①提供者が、現に行われようとしている具体的な犯罪を認識、認容しながら提供し、実際にその犯罪が行われた場合、または、②提供する物やサービスの性質、客観的な利用状況、提供方法などに照らし、これを入手する者のうち例外的とはいえない範囲の者が犯罪に利用する蓋然性が高いと認められる場合で、提供者もそのことを認識、認容しながら提供し、実際にその犯罪が行われた場合である。

| 3 あてはめ

(1) 客観面（利用の状況）

乙は、端末を借りる際、「今日これから、知人に電話をかけて、会社にばらすぞと脅して金を出させる」と甲に話しており、悪用の一般的可能性を超えて、現に行われようとしている具体的な恐喝があった。

(2) 主観面（認識・認容）

甲は、乙の話聞いて、乙が恐喝に使うことを認識しながら、通常は3日以上契約であるところを特別に1日で、通常の倍の料金で貸しており、これを認容している。

(3) 実際に行われたこと

乙は、借りた端末でVを脅し、50万円の交付を受けており、実際に恐喝が行われた。

以上より、甲の貸与は、①の場合にあたり、幫助行為にあたる。

図：完成答案：第2 甲の罪責②規範、③あてはめ

甲の規範とあてはめです。規範は、悪用の一般的可能性だけで幫助にすると取引が萎縮するから、具体的な利用状況と、その認識、認容がある場合に限る、という順で書いています。あてはめでは、利用の状況、認識、認容、実際に行われたことを別々に書き、乙から具体的な恐喝を聞いて貸したことを決め手に、①の場合にあたる、としています。

完成答案：甲の結論、丙の問題の所在・規範

4 結論

よって、甲には、④幫助の故意も認められ、恐喝罪の幫助犯（62条1項、249条1項）が成立する。

第3 丙の罪責

1 問題の所在

丙は、乙に端末を貸している。そこで、丙が乙の恐喝を「幫助した」者（62条1項）として、恐喝罪の幫助犯の罪責を負わないかを検討する。乙の恐喝は既遂に至っており（②③）、乙は丙から借りた端末でVに送付先を指示しているから、丙の貸与は乙の恐喝を容易にしている（①）。しかし、丙の貸与も、通常の営業として行う取引であり、丙は乙の犯行を聞いていない。丙は、悪用する客もいるかもしれないと思っていたにとどまるため、この認識で幫助の故意が認められるかが問題となる。

2 規範

前述のとおり、通常の営業として行われる提供は、一般的可能性を超える具体的な利用状況があり、提供者もそのことを認識、認容している場合に限り、幫助行為にあたる。すなわち、①提供者が、現に行われようとしている具体的な犯罪を認識、認容しながら提供し、実際にその犯罪が行われた場合、または、②提供する物やサービスの性質、客観的な利用状況、提供方法などに照らし、これを入手する者のうち例外的とはいえない範囲の者が犯罪に利用する蓋然性が高いと認められる場合で、提供者もそのことを認識、認容しながら提供し、実際にその犯罪が行われた場合である。

3 あてはめ

(1) ①の場合

乙は、丙に「出張の間の連絡用に」と説明しており、丙は、現に行われようとしている具体的な恐喝を認識していない。したがって、①の場合にはあたらない。

図：完成答案：第2 甲の罪責④結論、第3 丙の罪責①問題の所在、②規範、③あてはめ(1)

丙の問題の所在と、規範です。問題の所在には、丙が思っていたことを入れています。規範は、前述のとおりとして、①と②の場合を書いています。丙は犯行を聞いていないので、②の場合まで書いておかないと、あてはめで当てる物差しがありません。

完成答案：丙のあてはめ・結論と全体の結論

(2) ②の場合・客観面（利用の状況）

丙の店から端末を借りた客の相当数が、実際には他人を脅して金を出させる電話に使っていた。したがって、丙の提供は、客観的に見て、例外的とはいえない範囲の者が犯罪に利用する蓋然性が高い状況の下での提供であったことは否定できない。

(3) ②の場合・主観面（認識・認容）

他方、丙は、レンタル携帯が犯罪に使われた例があると報じられていることを知り、悪用する客もいるかもしれないと思っていたが、自分の店の客の相当数が犯罪に使っていることは知らず、客に不審な点を感じたこともなかった。これは、悪用される一般的可能性を認識していたにとどまり、例外的とはいえない範囲の者が犯罪に利用する蓋然性が高いことまで認識、認容していたとはいえない。したがって、②の場合にもあたらない。

4 結論

よって、丙には、④幫助の故意が認められず、恐喝罪の幫助犯は成立しない。

第4 結論

乙は、恐喝罪（249条1項）の罪責を負う。甲は、恐喝罪の幫助犯（62条1項、249条1項）の罪責を負い、その刑は、従犯であるから63条により減軽される。丙は、罪責を負わない。

図：完成答案：第3 丙の罪責③あてはめ(2)(3)、④結論、第4 結論

丙のあてはめと、全体の結論です。客観面は否定できないが、主観面を欠く、という運びで書いています。客の相当数が悪用していた事実を先に認めておくから、丙が知っていたのは一般的な可能性だけだ、という主観面の否定が、決め手として立ちます。最後に、3人の罪責と、63条の減軽をまとめています。